

- 創立50周年記念式典
- 十和田市消費生活センター情報
- 活動状況
- 見守り新鮮情報

消費者の会だより

発行
 十和田市消費者の会
 十和田市西十二番町6番1号
 TEL (51) 6783
 FAX (23) 5571

十和田市消費者の会 創立50周年記念式典

令和3年11月16日 サン・ロイヤルとわだ



会長あいさつ

会長 鈴木 盛治



只今ご紹介頂きました会長の鈴木でございます。

コロナ禍が続き、暗いトンネルの中を歩いているようでしたが、第5波も終息に向かい、ようやく青森県でも明るい兆しが見えている中、「十和田市消費者の会 創立五十周年記念式典」の開催を迎えることができました。先程、会に貢献

された物故者の方々へ黙祷を行い、会を支えて頂きました6名の表彰を行いました。会を代表して感謝の意を表します。また、公務多忙の中、ご臨席いただきましたご来賓の皆さま方、ご出席いただいた会員の皆様方に感謝申し上げます。

さて、本日、当会が、創立50周年を迎えるにあたり、ひと言ご挨拶申し上げます。当会は、昭和43年に消費者政策の基本的な枠組みとなった「消費者保護基本法」が制定された三年後の昭和46年8月にスタート致しました。『消費者に対し、消費についての正しい知識を普及するとともに、生産・販売・消費の公正な意思の連絡をはかり、市民消費生活向上をはかること』を目的に設立され今日に至っております。この間、少子高齢化や環境問題、過疎化等の変化とともに会の活動が歩み続けることができましたのは、先人の研鑽と努力によるの皆様、そして関係各位に対し、甚大なる敬意と感謝を申し上げます。

平成16年に『消費者保護基本法』が『消費者基本法』と改称され、平成21年に『消費者庁』が設立、『消費生活の権利の尊重』と『自立支援』へと改革されました。しかし、社会が複雑多様化し、それに伴い悪質・巧妙な手口も多種多様化し、消費者被害が増大しております。私達は、課題解決の為に、積極的に【市民の消費生活を守るための学習の広がり】・【関係機関との連携強化】・【リデュース・リユース・リサイクル3Rの更なる推進】・【会員の資質向上や会員数の拡大】等一層推し進め、安全で安心な十和田市の街づくりに参画して参りたいと考えております。

終わりに、消費者問題とは生活者問題であり、老若男女を問わず、生活を営む人々全ての問題であります。

このような視点をもって、引き続き性別を問わず、幼児から高齢者まで、広く力強い消費者活動を展開していきたいものと思っております。今後一層の消費者問題に対するご理解と関心が高まり、消費者への構築が図られることに対し、関係各位のご指導・ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。本日は、誠に有難うございます。



十和田市
副市長 北館 康宏 様

特定非営利活動法人
青森県消費者協会
理事長 沼田 桃子 様



十和田商工会議所
専務理事 櫻田 一雅 様

創立50周年記念式典を振り返って

副会長 笹渕 峰尚

11月16日（水）サン・ロイヤルとわだにて「創立50周年記念式典」



を挙りました。新型コロナウイルスの感染者数が減少していた状況は、今振り返ると幸いだったと思います。人数制限をするなど感染防止に努めながらの開催でしたが、ご来賓をお招きすることもできました。ご来賓の方々からご厚情を

賜りましたことへ感謝を申し上げます。

そして長年に渡り会の活動を支え貢献いただいた受賞者への感謝と敬意を式典でお伝えできた事は「創立50周年記念式典」において何よりの成果となりました。

ご来賓としてお言葉を賜りました青森県消費者協会理事長の沼田桃子氏は「詐欺被害に遭わないために消費者の学びの場として消費者の会の存続が必要である」等、私たちの会の意義を述べられておりました。新型コロナウイルスの影響で活動は制限されておりますがアフターコロナを見据えた会の存続や今後の活動に向け皆様のご意見を賜われたらと思っておりました。

また記念誌刊行委員会のご尽力もあり「歩みを進めて五十年」の記念誌を発行できた事はこの上ない喜びでございます。しかしデジタル化や脱炭素社会の流れを考えますと紙媒体での記念誌発行はこれが最後になるかもしれません。そう考えると記念誌の価値に重みが増すようにも思います。行政サービスや消費者動向などデジタル化へ移行する流れが加速する中、十和田消費者の会も変化を求められていると感じております。

末筆ながら当会が未来へ歩みを進める事と皆様のご健勝をお祈り申し上げます。



消費者の会
創立50周年記念



※コロナ禍 つかの間の再会※

※お話をする時はマスク着用※



契約上のトラブルや商品の苦情など 困ったときは一人で悩まず消費生活センターにご相談ください。



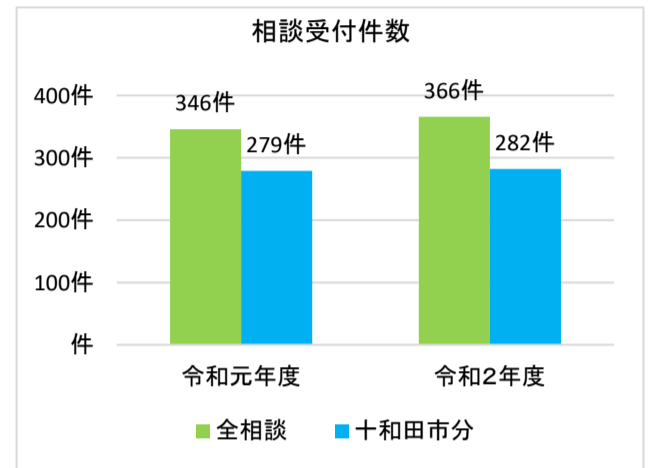
ICT（情報通信技術）の高度化とスマートフォンやタブレット型端末が急速に普及したことにより、いつでも手軽に商品やサービスを購入できる時代になりました。その一方で、注文した商品が届かないといったトラブルや未成年によるオンラインゲームでの多額の課金、副業サイトでのトラブルなど、コロナ禍による「巣ごもり消費」の背景も相まって、多岐にわたる消費生活トラブルが幅広い年代で発生しています。

平成25年4月に開設した「十和田市消費生活センター」では消費生活相談員が問題解決のための助言、情報提供や必要に応じて事業者と消費者の話し合いを調整するあっせんを無料で行っています。

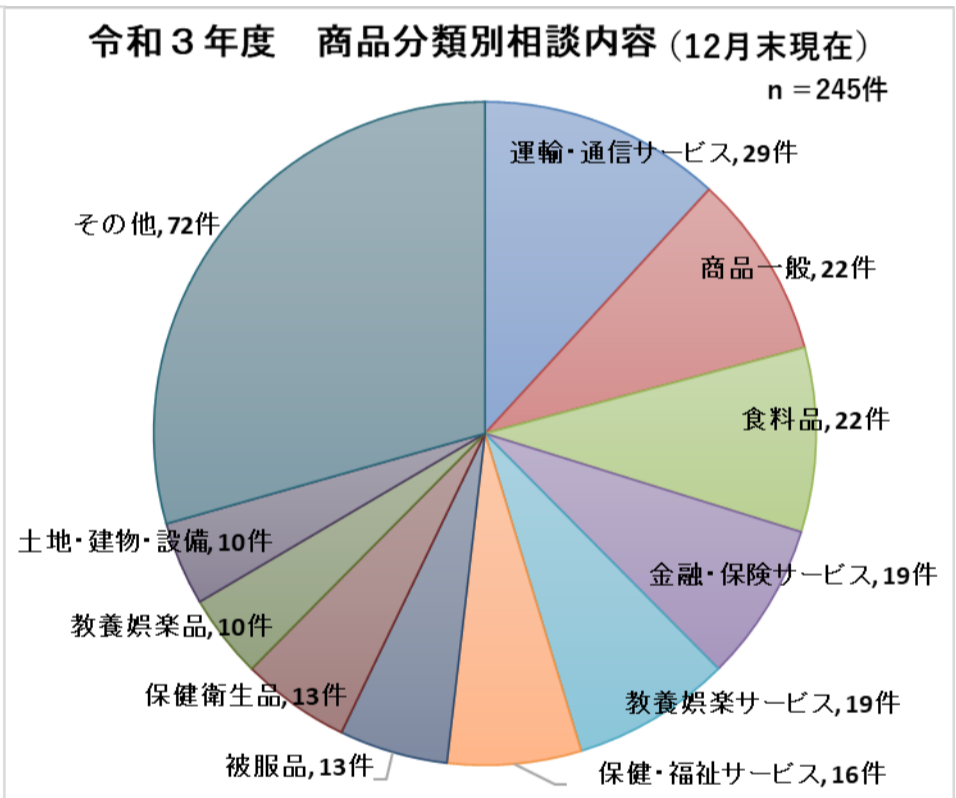
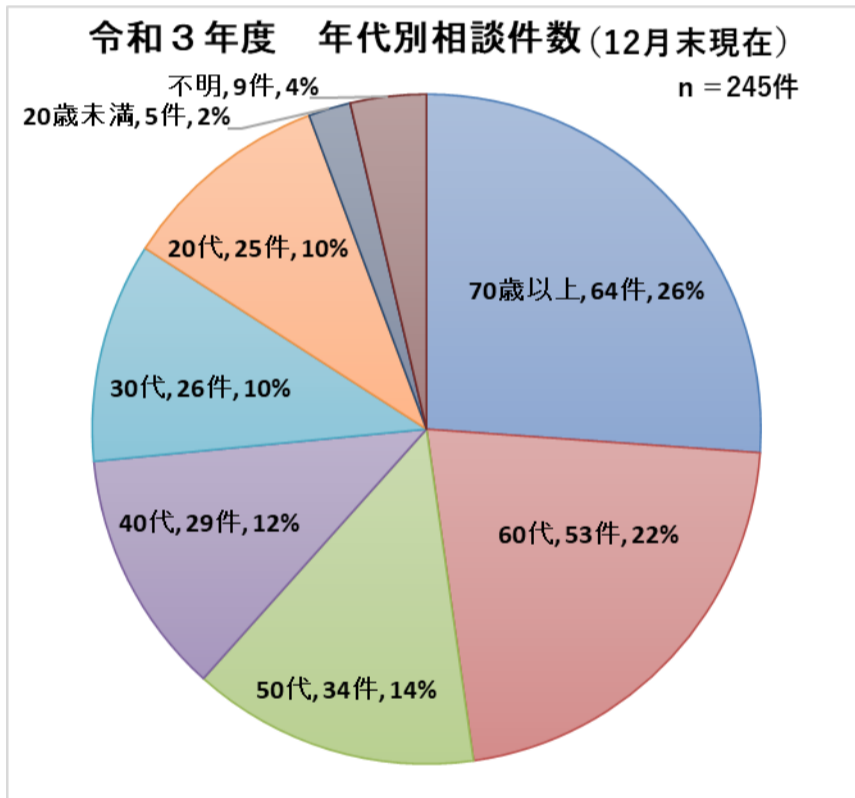
●十和田市消費生活センターにおける相談件数と相談内容

【相談実績】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (12月末現在)
消費生活苦情相談(六戸町、七戸町含む)	346件	366件	245件
うち 十和田市分	279件	282件	200件



消費生活センターでは年間約350件の相談を受け付けており、令和3年度は12月末現在で245件の相談が寄せられています。年代別では60代以上の方からの相談が全体の48%を占め、相談者の平均年齢は55歳です。商品分類別の相談内容は、運輸通信サービスが一番多く、次いで商品一般、食料品となっています。



相談の傾向としてはインターネットに起因するものが多く、副業サイトの相談も多くみられますので、事例と対策をご紹介します。

■事例■簡単に儲かる!? 情報商材トラブル

コロナ禍による影響で収入が減り困っていたところ、「自宅で簡単に稼げる副業」というネット広告を見つけ、申し込んだ。「30万円でマニュアルを購入し、その通りにすれば、簡単に稼げる」、「すぐに元が取れる」という内容だったので、消費者金融から借金をして支払った。届いたマニュアルを読んだが意味が分からず、稼げないため解約を申し込んだが断られた。借金の返済ができない。



トラブルに遭わないために

- 「簡単に儲かる」などの甘い話はありません！
情報商材は契約前に中身を確かめることができません。購入したが説明と違い全くお金を稼ぐことができないというトラブルが多く発生しています。安易に信用せず、業者の説明を鵜呑みにしないでください。
- 勧誘されてもきっぱり断る
消費者に借金をさせてまで契約させようとする業者もあります。仕事の内容や仕組みについて十分な説明がない場合や、自分が理解できないような契約はきっぱりと断りましょう。
- 不安に思ったり、トラブルになったときはすぐに消費生活センターや警察に相談しましょう

法改正で2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます！

2022年4月から**成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。**

未成年者は取引の知識や経験が不足し、判断力も未熟であることから法律で保護されています。成年に達すると親の同意を得ずに自分の意思で様々な契約をすることができるようになりますが、その契約の責任も自分で負うこととなります。

成年に達したばかりの若者が狙われる

未成年者の消費者被害を抑止する役割を持つ**未成年取消権は成年に達すると行使できなくなります。**そのため法律の保護がなくなったばかりの18歳が悪質商法のターゲットになりやすいと懸念されています。

アドバイス

- ・うまい話は鵜呑みにせず、きつぱりと断りましょう。
- ・クーリング・オフや消費者契約法など消費者の味方になるルールを身につけよう。
- ・トラブルに遭ったと感じたときは、一人で悩まずに家族や消費生活センター等にすぐに相談しましょう。



まずはお電話を

十和田市消費生活センター

電話0176-51-6757

十和田市西十二番町6番1号 十和田市役所本館1階
相談受付時間 午前8時30分～午後4時30分
(月～金曜日、ただし、祝日、年末年始は除きます)

高齢者・子育て世帯訪問事業への協力【主催：十和田市交通安全母の会】

10月11日（月）十和田市交通安全母の会をはじめ、十和田警察署、十和田地区交通安全協会、十和田市町内会連合会、十和田市防犯協会、十和田市民生部まちづくり支援課の職員と共に交通安全を呼びかけるリーフレット等をポストに投函しましたが、急な呼びかけになりましたが、当会から会員4名も参加いたしました。

十和田市交通安全母の会主催の高齢者宅訪問事業に参加して

十和田市消費者の会 会員 小泉ミツ

昨年10月11日（月曜日）に十和田市消費者の会から4名の参加で、母の会の会員の方や、警察の方等と一緒に高齢者宅を訪問し交通安全のリーフレットやグッズを配布する活動に参加してきました。

4～5人の編成で8班に分かれました。私は5班に配属され、指定された50世帯程に配布してきましたが、空き家の多いのにはビックリしました。約2時間位の参加でしたが、ボランティア活動で「交通事故をなくす為に皆さん頑張っているんだ」と参加してみても解りました。又、機会がありましたら参加して明るい街づくりに協力したいと思いました。機会をいただき有難うございました。



新型コロナ関連詐欺 消費者ホットライン

なくな いやや
0120-797-188

10時～16時（土曜、日曜、祝日を含む）

※3月12日（土曜）、3月20日（日曜）は、設備点検のため、相談の受付を休止いたします。

い や や
消費者ホットライン **188** 局番なし

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。

土日祝日は、国民生活センターに電話がつながります。通話料金をご利用の電話会社のサービスによって異なります。

令和3年度 資源集団回収

協力者名

○業者へ持込：令和3年4月1日～3月1日

○自宅回収

	開催日	回収者
1	7月6日(火)	田中副会長・奥理事、三浦理事
2	10月5日(火)	鈴木会長・寺澤理事、奥理事・三浦理事
3	3月1日(火)	鈴木会長・奥理事、寺澤理事・三浦理事

○資源回収積算累計額 26,051円 (3/1現在)

ご協力いただきありがとうございました。

石谷裕子さん(2)、井端セツさん、
 奥義男さん(3)、織笠和子さん(3)、
 木村秀雄さん、工藤節子さん(3)、
 桜田節子さん(3)、佐々木トキさん、
 佐々木光子さん(3)、佐々木ユコさん、
 佐藤清さん(3)、佐藤鈴子さん(2)、
 佐藤トミさん(3)、鈴木紀代子さん(5)、
 鈴木盛治さん(7)、高田美智子さん(2)、
 竹林栄子さん(3)、竹原弘さん(2)、
 田中榮子さん(3)、寺澤憲司さん(3)、
 中川原きぬさん、沼宮内佑子さん(3)、
 馬場三和子さん(2)、馬場ヨシエさん、
 藤島一栄さん、冬部君子さん(2)、
 三浦栄子さん(3)、和田ヒロ子さん(3)、
 十和田市外郭団体事務室

【29名(延べ70名)】(あいうえお順)



出典：経済産業省ウェブサイト
https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/

**見守り
新鮮情報**

「契約中の**大手電力会社**の代理店を名乗る人が突然訪問し『電気代が**安くなる**。電気の**検針票**を見せてほしい』と言われ、理解しないまま申込書に**署名し供給地点特定番号**を書いてしまった。書面はなく、
 内容がよく分からないので、
 解約したいと地域の高齢者から民生委員の私に相談があった。どう対応したらよいか。
 (当事者：70歳代 男性)

©Kurosaki Gen

**検針票は見せないで
電気の契約切り替えトラブル**

- 電力会社等は、検針票に記載されている顧客番号や供給地点特定番号などにより契約を行っています。記載情報を元に勝手に契約を切り替えられるケースもあるため、安易に教えないようにしましょう。
- クーリング・オフができる場合もあります。困ったときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等(消費者ホットライン 188)、もしくは経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口(03-3501-5725)にご相談ください

編集後記

会長 鈴木 盛治

コロナ禍のトンネルから抜け出せない日が続いている中、総会以来『創立50周年記念事業』と『資源集団回収事業』は実施できましたが、そのほかの事業については今年もほとんど中止となりました。新型コロナウイルス感染症の早期終息を祈るのみです。

そんな中、会報編集委員により『消費者の会だより第81号』が完成しました。特に今回は、十和田市民生部まちづくり支援課より、『十和田市消費者センター』の相談内容についての記事を頂きましたので、会員の皆様も参考にして、お隣近所に声を掛け合い、安全・安心にお過ごし頂ければ幸いです。

見守り新鮮情報 第414号(2022年1月18日)発行：独立行政法人国民生活センター

●電気の契約を切り替えると電気代が安くなると勧誘されても、料金プランや算定方法などをしっかり説明してもらい、自分に合っているかよく検討することが大切です。周りの人に相談するのもよいでしょう。

✿ 事務局からお知らせ ✿

令和4年3月31日付けで、十和田市外郭団体事務室の事業縮小による人員削減のために事務局を担当させていただきました野中が退職いたします。窓口は、4月1日より外郭団体事務室長の『沖澤 篤』になりますので、よろしくお願いたします。